

数次海外旅行者に関する特約

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、その全ての海外旅行に対して、この保険契約に基づいて保険金を支払います。
- (2) 当社は、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険責任を負いません。

第2条 (特約の取扱い)

この保険契約に付帯されている特約は、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 疾病治療費用補償特約は下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の①	直接の原因として責任期間	直接の原因としてその責任期間
②	第2条(1)の表の①のイ	責任期間中	その責任期間中
③	第2条(1)の表の②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
④	第10条(保険金の請求)(2)の表の①	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
⑤	第10条(2)の表の②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑥	第13条(普通約款の読み替え)	責任期間開始前または責任期間終了後	その責任期間開始前またはその責任期間終了後

- (2) 疾病死亡保険金支払特約は下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
②	第2条(1)の表の②	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
③	第2条(1)の表	責任期間中	その責任期間中

	の②のイ		
④	第2条(1)の表の③	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑤	第9条(保険金の請求)(2)の表の⑤	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに

- (3) 救護者費用等補償特約は下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の①のウ	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
②	第2条(1)の表の①のウ	責任期間中に治療	その責任期間中に治療
③	第2条(1)の表の②のイ	責任期間中に治療	その責任期間中に治療

- (4) 治療・救護費用補償特約は下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の②	直接の原因として責任期間	直接の原因としてその責任期間
②	第2条(1)(*5)	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
③	第2条(1)の表の②のイ	責任期間中	その責任期間中
④	第2条(1)の表の③のイ	責任期間中に治療	その責任期間中に治療
⑤	第2条(1)の表の⑤のウ	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑥	第2条(1)の表の⑤のウ	責任期間中に治療	その責任期間中に治療
⑦	第13条(保険金の請求)(2)の表の④	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
⑧	第13条(2)の表の④	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑨	第16条(普通約款の読み替え)①	責任期間開始前または責任期間終了後	その責任期間開始前またはその責任期間終了後